



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則（青少年・子ども家庭課）…………… 1
- 沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（医療政策課）…………… 5

## 規 則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第35号

#### 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和47年沖縄県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第1号様式の2注及び第3号様式注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第4号様式及び第5号様式を次のように改める。

#### 第4号様式（第2条、第20条、第23条関係）

#### 在学証明書

住所	
部 科 第 学年	
氏名	
生年月日	

上記の者は、在学していることを証明します。

上記の者が、下記のとおり公的奨学金の貸与又は給付を受けていることを認めます。

公的奨学金の名称	月額／年額（円）	合計額（円）

年 月 日

所在地  
名 称  
代表者



沖縄県知事 殿

備考 公的奨学金とは、官公署又は独立行政法人日本学生支援機構が取り扱う奨学金をいう。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第5号様式 (第2条、第20条、第23条関係)

知識技能習得証明書

住 所  
氏 名  
生年月日

上記の者は、当 において次のように知識技能を習得中 (習得の見込み) であることを証明します。  
記

習得する知識技能の種類		
知識技能習得の期間	年 月 日から	年 月 日まで
知識技能習得の方法	通学 ・ 通信 ・ その他 ( )	
年 月 日 住 所 (所在地) 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>		
なお、上記の者が、下記のとおり公的奨学金の貸与又は給付を受けていることを認めます。		
公的奨学金の名称	月額/年額 (円)	合計額 (円)

備考 公的奨学金とは、官公署又は独立行政法人日本学生支援機構が取り扱う奨学金をいう。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第6号様式から第8号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第9号様式中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改め、同様式注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第10号様式中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改め、同様式注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第11号様式及び第11号様式の2を次のように改める。

第11号様式 (第6条、第22条、第25条関係)

貸付決定番号	第 号
決定年月日	年 月 日

母子 (父子、寡婦) 福祉資金交付請求書

沖縄県知事 殿

年 月 日

借受人住所  
氏 名 ㊟  
(借受人が児童本人であるときは、法定代理人)  
住 所  
氏 名 ㊟

下記に示す資金を請求します。

記

資金の種類	事業種別	金額

次の口座に振り替えて下さい。

金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

上記の金額は、決定通知書と照会の結果請求額のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者 ⑩  
機関名 福祉事務所

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

母子（父子、寡婦）は、不要の文字を抹消すること。

第11号様式の2（第6条、第22条、第25条関係）

貸付決定番号	第 号
決定年月日	年 月 日

母子（父子、寡婦）福祉資金交付請求書（団体）

沖縄県知事 殿

年 月 日

借受団体

法人の名称

代表者氏名

⑩

下記に示す資金を請求します。

記

資金の種類	事業種別	金額

次の口座に振り替えて下さい。

金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

上記の金額は、決定通知書と照会の結果請求額のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者 ⑩  
機関名 福祉事務所

年 月 日

代金受領者

上記の金額は、 資金として正に領収しました。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

母子（父子、寡婦）は、不要の文字を抹消すること。

第12号様式中「命令等」を「政令等並びに下記特約事項」に改め、同様式特約事項を次のように改める。

特約事項

- 1 知事は、借受人、連帯借受人又は連帯保証人が元金及び利子を納入期限までに納入しなかったときは、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条の規定により延滞元利金額につき年3パーセントの割合で支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。
- 2 知事は、借受人が償還金の支払を怠った場合等、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第16条（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）に該当した場合は、貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求する。

第12号様式注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第12号様式の2中「命令等」を「政令等並びに下記特約事項」に改め、同様式特約事項を次のように改める。

特約事項

- 1 知事は、貸付けを受けた団体又は連帯借受人が元金及び利子を納入期限までに納入しなかったときは、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条の規定により延滞元利金額につき年3パーセントの割合で支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。
- 2 知事は、貸付を受けた団体が償還金の支払を怠った場合等、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第16条（第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。）に該当した場合は、貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求する。

第12号様式の2注及び第13号様式注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第14号様式中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改め、同様式注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第15号様式中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改め、同様式注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第16号様式注及び第17号様式注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第18号様式中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改め、同様式注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第19号様式中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改め、同様式注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第20号様式中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改め、同様式注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第21号様式中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改め、同様式注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第22号様式注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第23号様式中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改め、同様式注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第24号様式中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改め、同様式注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第25号様式中「福祉保健所の意見」を「福祉事務所の意見」に、「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改め、同様式注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第26号様式から第28号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第29号様式中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改め、同様式注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第30号様式中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改め、同様式注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第31号様式注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第32号様式中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改め、同様式注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第33号様式中「福祉保健所長」を「福祉事務所長」に改め、同様式注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第34号様式注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

---

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県規則第36号

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第62号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項を削る。

附則第3項中「健康保険法等の一部を改正する法律」の次に「（平成18年法律第83号）」を加え、「前項に規定する病院又は転換病床のみを有する病院」を「医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）附則第52条第1項及び第3項に規定する病院」に、「看護師等の員数」を「看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数（以下「看護師等の員数」という。）」に改め、「知事に」の次に「届け出て、かつ、平成30年6月30日までの間に、再びその旨を知事に」を加え、「平成30年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項を附則第2項とし、同項の前に見出しとして「（病院の人員に関する経過措置）」を付する。

附則第4項を附則第3項とする。

附則第5項中「知事に」の次に「届け出て、かつ、平成30年6月30日までの間に、再びその旨を知事に」を加え、「平成30年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第6項を削り、附則第7項を附則第5項とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地</p>
---	---